

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）本文の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会医療法人の認定要件 1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係） (1) (略)</p> <p>(2) 医療法人の事業について（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号関係）</p> <p>① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額 <u>（経常的なものに限る。）</u>（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、<u>全ての業務に係る費用</u>の額 <u>（経常的なものに限る。）</u>（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の <u>1 0 0 分の 6 3</u> を超えること。</p> <p>② <u>次に掲げる収入金額</u>の合計額が、<u>医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）</u>の 1 0 0 分の 8 0 を超えること。</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会医療法人の認定要件 1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係） (1) (略)</p> <p>(2) 医療法人の事業について（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号関係）</p> <p>① 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、<u>全費用</u>の額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）の <u>1 0 0 分の 6 0</u> を超えること。</p> <p>② <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）</u>、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2</p>

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（^{べん}1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

（新設）

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

（新設）

ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

（新設）

ハ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額

（新設）

ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）

（新設）

ホ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

（新設）

ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画

（新設）

相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

(イ)～(ヌ) (略)

③ (略)

④ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～7 (略)

(新設)

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ～ヌ (略)

③ (略)

④ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～7 (略)

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 8」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後																					
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">添付書類 8</div> <p style="margin-top: 10px;">公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者名： _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所： _____</p> <p style="margin-top: 20px;">以下のとおり相違ありません。</p> <p>1 費用の額の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号イ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th> <th style="width: 20%;"><u>本来業務に係る費用</u> の額</th> <th style="width: 20%;"><u>全ての業務に係る費用</u> の額</th> <th style="width: 30%;">割 合 <u>①/②</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(記載上の注意事項)</p> <p>(1) 直近に終了した会計年度の費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。</p> <p>(2) 本来業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の</p>				病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>本来業務に係る費用</u> の額	<u>全ての業務に係る費用</u> の額	割 合 <u>①/②</u>		円	円	/							合 計	①	②	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>本来業務に係る費用</u> の額	<u>全ての業務に係る費用</u> の額	割 合 <u>①/②</u>																		
	円	円	/																		
合 計	①	②		%																	

改 正 前																							
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">添付書類 8</div> <p style="margin-top: 10px;">公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者名： _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所： _____</p> <p style="margin-top: 20px;">以下のとおり相違ありません。</p> <p>1 経費の額等の明細（規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号イ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th> <th style="width: 20%;">業務に係る費用の額 <u>(A)</u></th> <th style="width: 20%;">全費用の額 <u>(B)</u></th> <th style="width: 30%;">割 合 <u>A/B</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(記載上の注意事項)</p> <p>(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。</p> <p>(2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額</p>				病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額 <u>(A)</u>	全費用の額 <u>(B)</u>	割 合 <u>A/B</u>		円	円	%				%				%	合 計	①	②	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額 <u>(A)</u>	全費用の額 <u>(B)</u>	割 合 <u>A/B</u>																				
	円	円	%																				
			%																				
			%																				
合 計	①	②	%																				

金額と一致すること。

(3) 全ての業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、 介護老人保健施 設及び介護医療 院名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	割合
	社会保険 診療	円	円	円	%
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	<u>補助金等</u>				
	その他				
	計				
	社会保険 診療				
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				

と一致すること。

(3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、 介護老人保健施 設及び介護医療 院等名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合
	社会保険 診療	円	円	円	%
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	その他				
	計				
	社会保険 診療				
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				

	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			③	100.0%

	障害福祉事業					
	その他					
	計					
合 計	社会保険診療				③ ⑪	
	労災保険診療				④ ⑫	
	健康診査				⑤ ⑬	
	予防接種				⑥ ⑭	
	助産				⑦ ⑮	
	介護事業				⑧ ⑯	
	障害福祉事業				⑨ ⑰	
	その他				⑩	
		計				100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	割合
	社会保険 診療	円	円	円	%
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険 診療				
	労災保険 診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉 事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合計	社会保険				

	診療				
	労災保険				
	診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉				
	事業				
	補助金等				
	その他				
	計			④	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）

の合計金額の明細

	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から受 けた収入 金額	収入金額計	割合
合 計	社会保険			⑤	⑮
	診療				
	労災保険			⑥	⑯
	診療				
	健康診査			⑦	⑰
	予防接種			⑧	⑱
	助産			⑨	⑲
	介護事業			⑩	⑳
	障害福祉			⑪	㉑
	事業				
補助金等			⑫	㉒	
その他			⑬		
計					100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑭ 円

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口②）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合	円	高齢者の医療の確保	円

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合	円	高齢者の医療の確保	円

法		に関する法律	
地方公務員等共済組 合法	円		
私立学校教職員共済 法	円		
計	円	計	円
健康診査に係る収入 合計			円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が⑳と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号口③)

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
予防接種に係る収入 合計			円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が㉑と一致すること。

6 助産に係る収入の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号口④)

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉕ 件	円

法		に関する法律	
地方公務員等共済組 合法	円		
私立学校教職員共済 法	円		
計	円	計	円
健康診査に係る収入 合計			円

(記載上の注意事項)

○ ⑤が㉒と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号口)

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
予防接種に係る収入合 計			円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が㉓と一致すること。

6 助産に係る収入の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号口)

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	㉔ 件	円

分娩件数 (25) × 50万円		27	円
------------------	--	----	---

(記載上の注意事項)

- 9が26又は27の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(5)）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	28 円

(記載上の注意事項)

- 10が28と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(6)）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円

分娩件数 (20) × 50万円		22	円
------------------	--	----	---

(記載上の注意事項)

- 7が21又は22の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	23 円

(記載上の注意事項)

- 8が23と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円

特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	⑳ 円

(記載上の注意事項)

- ⑪が㉑と一致すること。

9 補助金等に係る収入金額の明細 (規則第30条の35の3第1項第2号ロ(7))

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉒ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ⑫が㉓と一致すること。

特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔ 円

(記載上の注意事項)

- ⑨が㉔と一致すること。

1.0 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

1.1 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	割合
			A/B
	円	円	%
			%
			%
合計	㉑	㉒	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の**本来業務に係る収入金額及び費用の額**について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- (2) **本来業務に係る収入金額の合計㉑**が、損益計算書の本来業務事業損益に係る**事業収益**の金額と一致すること。
- (3) **本来業務に係る費用の額の合計㉒**が、損益計算書の本来業務事業損益に係る**事業費用**の金額と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

1.0 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額(A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用(投薬費を含む)	合計(B)	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	㉓			㉔	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の**診療**について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) **医療診療により収入する金額合計㉓**が、損益計算書の本来業務事業損益に**かかる**事業収益の金額と一致すること。
- (3) **患者のために直接必要な経費の額合計㉔**が、損益計算書の本来業務事業損益に**かかる**事業費用の金額と一致すること。